

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成30年3月2日

奈良県知事 荒井 正吾

## 1 業務の概要

- (1) 業務名  
せんとくんパフォーマンスチーム派遣運営業務
- (2) 業務の目的  
奈良県マスコットキャラクター「せんとくん」を活用した情報発信・PRを行うことで、奈良県観光の話題性を高め、奈良県外からの観光誘客を促進する。
- (3) 業務の内容  
以下の業務を企画運営すること。
  - ①県が指定する行事等におけるせんとくんの操演の実施
  - ②Twitter等SNSを活用したせんとくんの活動状況報告及び奈良県の情報発信の実施
  - ③貸与物品の管理・メンテナンスの実施
  - ④実績報告
- (4) 業務の仕様等  
4の(2)により配布する「せんとくんパフォーマンスチーム派遣運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に示すところによる。
- (5) 委託料上限額  
6,086千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
※ただし、当該業務に係る予算が議決されなかった場合は、当該業務手続きについて停止等の措置を行う場合がある。
- (6) 契約期間  
平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで

## 2 応募資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 過去5年以内に、国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を締結し、誠実に履行した者で、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目：「Q5（広告・イベント業務）」に登録している者であること。ただし、企画提案書等提出時点において登録申請中であれば可とする。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (7) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (8) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (9) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (10) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (11) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (14) せんとくんダンスを踊れるキャストを確保していること。

## 3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の運営企画書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった運営企画書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。

- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 参加申込書・運営企画書等の所定の書類が受付期限までに整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

#### 4 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）  
〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地  
奈良県地域振興部観光局観光プロモーション課  
電話番号 0742-27-8482  
※ただし、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）  
ファクシミリ 0742-27-3510
- (2) 仕様書及び「せんたくんパフォーマンスチーム派遣運営業務委託事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）の配布  
平成30年3月2日（金）から同年3月26日（金）正午までの間に、（1）の担当部局または、インターネットの「奈良県観光プロモーション課ホームページ」にて配布する。
- (3) 参加申込書、企画提案書等の提出  
（2）による配布する募集要項に示すところによる。

#### 5 受託者の選定

4の（2）により配布する募集要項に示すところによる。

#### 6 受託者との契約

4の（2）により配布する募集要項に示すところによる。

#### 7 その他

- (1) 運営企画への参加に係る経費  
本業務の企画提案への参加に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 企画書類の返却  
提出された企画書等は返却しない。
- (3) 本業務の詳細は、4の（2）により配布する仕様書及び募集要項による。